

## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案要綱

### 一 財産的基礎等

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、三又は四の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとすること。

（第八条第三項関係）

### 二 中期計画

中期計画において定めるべき事項として、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画を加えるものとすること。

（第三十条第二項関係）

### 三 不要財産に係る国庫納付等

1 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下三において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務

大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとすること。ただし、中期計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないものとすること。

2 独立行政法人は、政府出資等に係る不要財産の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（3において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができるものとすること。ただし、中期計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないものとすること。

3 独立行政法人は、2の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとすること。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないものとすること。

4 独立行政法人が1又は2の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付

に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとすること。

5 主務大臣は、1、2又は3のただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならないものとすること。

6 1から5までに定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定めるものとすること。

#### 四 不要財産に係る民間等出資の払戻し

1 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下四において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、出資者に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨を催告しなければならないものとすること。ただし、中期計画に従つて払戻しの請求ができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けること

を要しないものとすること。

2 出資者は、独立行政法人に対し、1の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、1の規定による払戻しの請求をすることができるものとすること。

3 独立行政法人は、2の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、2の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとすること。

4 独立行政法人が3の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとすること。

5 出資者が2の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は2の規定による民間等出資に係る不要財

産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとすること。

6 主務大臣は、1の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとすること。  
(第四十六条の三関係)

## 五 附則

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

### 2 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置について定めること。

(附則第二条、第三条、第九条、第十五条、第三十条、第三十四条及び第三十五条関係)

### 3 関係法律の規定の整備

この法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備を行うこと。

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

ロ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）

ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）

ホ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

ヘ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）

ト 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）

チ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）

リ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）

ヌ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）

ル 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）

ヲ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）

ワ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）

- 力 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）
- ヨ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）
- タ 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）
- レ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）
- ソ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）
- ツ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十九号）
- ネ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）
- ナ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）
- ラ 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
- ム 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
- ウ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- ヰ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）
- ノ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

才 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）

## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（財産的基礎等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確實に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

第二十八条第二項中「（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第二項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計

第三十条第二項第五号中「重要な財産」を「前号に規定する財産以外の重要な財産」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その

計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聽かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

## (不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求ができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準によ

り算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

第四十八条第一項中「主務省令で定める重要な財産」を「不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるもの」に改める。

第六十七条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に独立行政法人が行つた財産の譲渡であつて、施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるも

のは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(老人福祉法の一部改正)

第四条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の八を次のように改める。

第二十八条の八 削除

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第五条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第四十二条の十八第一項中「センターは」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)

第七条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

### 第十三条 削除

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「文部科学省令」との下に「、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産(日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規

定する不要財産をいう。以下この号において同じ。) 又は「と」を加える。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(不要財産に係る国庫納付等)

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

第四十六条第一号中「又は第三十八条第一項」を「、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用するこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する新法第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行つた財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第十条 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、第七項及び第八項」を「及び第七項」に改める。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十三条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則第十六条中「、第六条第二項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）」と、同条第三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と」を削り、「一般勘定に係る出資（受信対策基金に

係る出資を除く。）及び受信対策基金に係る出資」を「及び一般勘定に係る出資」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

#### 第十七条 削除

（独立行政法人国立美術館法の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法」に、「の重要な財産」を「に規定する重要な財産」に改め、「第三十条第一項」の下に「、第四十  
六条の二第一項若しくは第二項」を加える。

（独立行政法人国立文化財機構法の一部改正）

第十二条 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十条第二項第五号又は」を「第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通

則法」に、「の重要な財産」を「に規定する重要な財産」に改め、「第三十条第一項」の下に「、第四十  
六条の二第一項若しくは第二項」を加える。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「研究機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国  
庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一部改正)

第十四条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改  
正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体からの出資の払戻しに伴う納付の特例)

第十四条の二 機構は、通則法第四十六条の三第二項の規定による請求があつた場合において、同条第三

項に規定する帳簿価額を超える額があるときは、遅滞なく、これを当該請求をした地方公共団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について当該地方公共団体に納付しないことについて財務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構について、附則第三条の規定を適用する場合においては、同条中「除く。」とあるのは「除く。」又は新法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）と、「同条第二項の」とあるのは「新法第四十六条の二第二項の」と、「不要財産の」とあるのは「不要財産の譲渡又は新法第四十六条の三第三項の規定による民間等出資に係る不要財産の」と、「同項から同条第六項まで」とあるのは「新法第四十六条の二第二項から第六項まで又は新法第四十六条の三及び附則第十四条の規定による改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）第十四条の二」と、「同条第二項中」とあるのは「新法第四十六条の二第二項

中」とする。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「信用基金は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第十七条 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第十八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第四十五条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項」を加える。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)

第二十条 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「研究所は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第二十二条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十六条第一項第二号中「第四十四条」の下に「、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）」を加え、「第四号」を「同号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第四十四条第四項」の下に「、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）」を加え、「前条第一項第四号」を

「同号」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二十三条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項後段を削る。

第十二条第六項第一号中「。第二十三条第二項第一号において同じ」を削る。

第十五条第一号中「第六号」を「第八号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項中「及び次項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二号勘定、同条第五号」を「同条第四号」に、「（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）及び前条第六号」を「及び同条第五号」に改め、「（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号」を「及び同条第二号」に改め、「（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項

とする。

第二十三条を次のように改める。

### 第二十三条 削除

第二十六条第二号中「若しくは第二号又は第二十三条第二項第一号若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「又は第二項」を削り、同条第四号中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第三十三条第三号中「、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき」を削る。

附則第五条の二第十一項の表第十六条第四項の項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「前条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第十三項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

### 第十一条 削除

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第二十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条に次のただし書を加える。

ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこととなつたときは、この限りでない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第二十五条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「通則法」の下に「第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は」を加える。

(独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正)

第二十六条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫へ

の納付又は通則法第四十六条の二第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第二十七条 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

（国立大学法人法の一部改正）

第二十八条 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第四十二条から」の下に「第四十六条まで、第四十七条から」を加え、同条の表第二十

八条第二項の項を削り、同表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条第一項	不要財産以外の重要な財産	重要な財産
第三十条第二項第五号	国立大学法人法第三十一条第二項第五号	

（総合法律支援法の一部改正）

第二十九条 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「重要な財産」を「前号

に規定する財産以外の重要な財産」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は

不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第四十五条第三項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改める。

第四十八条の表以外の部分中「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第六十三条」を「並びに第六十三条」に改め、「法務大臣」と、」の下に「「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び」を加え、同条の表第四十二条の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項 ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号	
第四十六条の二第二項 第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号	

ただし書

第四十六条の三第一項

政府以外の者

地方公共団体

民間等出資に係る不要財産

政府以外出資に係る不要財産

第四十六条の三第一項

第三十条第二項第四号の二

総合法律支援法第四十一条第二項第六号

ただし書

第四十六条の三第三項

民間等出資に係る不要財産

政府以外出資に係る不要財産

及び第五項

第四十八条の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条第一項ただし書

第三十条第二項第五号

総合法律支援法第四十一条第二項第七号

第四十九条第一号中「準用通則法」の下に「第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは」を加える。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合法律支援法第四十一条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本司法支援センターが行つた財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十八条において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして法務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第三十一条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫へ

の納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十八条第一項第二号中「及び第四十四条並びに」を「、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る民間等出資に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び」に、「第四号」を「同号」に改める。

第二十九条第一項第一号中「及び第四十四条第四項並びに」を「、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び」に、「前条第一項第四号」を「同号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号亦、第一百一条第七項第一号へ及び第一百十四条第九項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十六条の改正規定を削り、同法附則第二項の改正規定中「、「及び第三十四条」を「、第三十四条及び第六十一条の六第三項」に」を削る。

第二条を次のように改める。

## 第二条 削除

附則第一条第二号及び第三号を次のように改める。

## 二及び三 削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となつた財産の国庫納付を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次



○ 独立行政法人通則法（平成十一一年法律第二百三号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（財産的基礎等）

第八条 （略）

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するためには必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 （略）

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。  
(新設)

3 | 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二（又は第四十六条の三）の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（業務方法書）

第二十八条 （略）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 （略）

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。  
（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。  
3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならな

4 (略)

第三十条 (略)  
(中期計画)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 (略)

3 (略)

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。  
い。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額  
(新設)

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ  
い。

## (不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

## (新設)

独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。  
独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

3

独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5

主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。  
6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

により、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するとときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2| 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3| 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4| 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。  
出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分に

（新設）

（新設）

ついては、払戻しをしないものとする。

6 | 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財産の処分等の制限)  
第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 (略)

(財産の処分等の制限)  
第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(財務大臣との協議)  
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 (略)

二 (略)

三 (略)

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

(新設)

(財産の処分等の制限)  
第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)  
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、  
二 又は変更しようとするとき。  
二 第三十一条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。  
三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

(新設)

四 (略)

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定を  
しようとするとき。

○ 老人福祉法（昭和三十八年法律百三十三号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十八条の八 削除</p> <p>(交付金)</p> <p>第二十八条の八 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に對して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によつて得られた収益の一部を、交付金として交付することができる。</p>	

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第十三条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第十三条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第四十二条の十八 センターは、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第四十二条の十八 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p>
2 （略）	2 （略）

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

福 祉 用 具 の 研 究 開 発 及 び 普 及 の 促 進 に 関 す る 法 律

（平成五年法律第三十八号）

（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第  
十  
三  
条

削除

（交付金）

第  
十  
三  
条

独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によつて得られた収益の一部を交付金として交付することができる。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学生令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八

現 行

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学生令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八

条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。) 又は」と読み替えるものとする。

(不要財産に係る国庫納付等)

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは、「重要な財産」(日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。)と、「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあるのは、「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは、「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは、「第四十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは、「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは、「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは、「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項

(新設)

(財務大臣との協議)

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項

若しくは第十項、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二  
五  
(略)

若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二  
五  
(略)

○ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（資本金）	（資本金）
第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額、改正法附則第三条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額及び改正法附則第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。	第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項、第七項及び第八項の規定により政府から出資があつたものとされた金額、改正法附則第三条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額及び改正法附則第三条第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。	
2 (略)	2 (略)	2 (略)
	（持分の払戻し等の禁止）	（持分の払戻し等の禁止）
第七条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。	第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。	第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すこと
2 (略)	2 (略)	2 (略)
	（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）	（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）
第二十三条 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条	第二十三条 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条	

第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

## 2 (略)

### 附 則

#### 第十四条 削除

第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

## 2 (略)

### 附 則

#### (衛星放送受信対策基金)

第十四条 機構は、附則第九条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、改正法附則第三条第八項の規定により受信対策基金に政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第六条により読み替えられた第六条第三項の規定により受信対策基金に充てるべきものとして政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 | 機構は、前項の規定にかかわらず、受信対策基金の運用によつて生じた利益の一部を通則法第三十条第一項に規定する中期計画において定められた範囲内において第十四条第二項第五号に掲げる業務（障害者利用円滑化法第四条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができる。

3 | 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、受信対策基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三

(業務の特例に係る資本金等の特例)  
第十六条 附則第九条の規定により機構  
易合二は、第一項を第一項

(業務の特例に係る資本金等の特例)  
第十六条 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは、「又は附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。)第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。)若しくは附則第九条第三項に規定する業務(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。)の一部」と、第十六条第二号並びに第十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十七条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業

(業務の特例に係る資本金等の特例)

(業務の特例に係る資本金等の特例)  
第十六条 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第六条第二項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）」と、同条第三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十八条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則

務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り  
、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三  
項に規定する業務」と、第十九条中「（障害者利用円  
滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるの  
は「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に  
限る。）並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一  
項及び第二十五条中「受託金融機関」とあるのは「受  
託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の  
委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般  
勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十二条第一項  
に規定する通信・放送承継勘定に係る出資及び一般勘  
定に係る出資」と、第二十二条第一項第七号中「第十  
四条」とあるのは「第十四条及び附則第九条」と、第  
二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条  
及び附則第九条」とする。

第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十九条中「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一項及び第二十五条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資（受信対策基金に係る出資を除く。）及び受信対策基金に係る出資」と、「第二十二条第一項第七号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び附則第九条」と、第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び附則第九条」とする。

(過料)  
第十七条 附則第十四条第三項において準用する通則法  
第四十七条の規定に違反して受信対策基金を運用した  
場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万  
円以下の過料に処する。

第十七条 削除

○ 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）（附則第十一條関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（美術に関する作品の処分等の制限）</p> <p>第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。</p>	<p>（美術に関する作品の処分等の制限）</p> <p>第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。</p>

○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（有形文化財の処分等の制限）</p> <p>第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項の認可をしてはならない。</p>	<p>（有形文化財の処分等の制限）</p> <p>第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合には、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項の認可をしてはならない。</p>

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（附則第十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 研究機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2          （略）</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2          （略）</p>

改 正 案

現 行

（地方公共団体からの出資の払戻しに伴う納付の特例）

（新設）

第十四条の二 機構は、通則法第四十六条の三第二項の規定による請求があつた場合において、同条第三項に規定する帳簿価額を超える額があるときは、遅滞なくこれを当該請求をした地方公共団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について当該地方公共団体に納付しないことについて財務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

（新設）

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 信用基金は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）  
 第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十五条第四項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十八条第二項の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。  
 （略）

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）  
 第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2

（略）

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）（附則第十八条関係）  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）（附則第十九条関係）

（傍綱部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十九条 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の行政法人評価委員会」とする。

2 (略)

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十九条 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 (略)

○ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p>
2 (略)	

○ 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 研究所は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>

○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（持分の払戻し等の禁止）	（持分の払戻し等の禁止）
第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。	第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。	
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(主務大臣等)	(主務大臣等)	(主務大臣等)
第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。	第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。	第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣	二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣	二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣
三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)	(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)	(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これら

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これら

の規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第

の規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

2 二 (略)

2 二 (略)

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第五条 (資本金)	(資本金)	(資本金)
2 (略)	(略)	(略)
3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。	3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。	3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。
4 (略)	(略)	(略)
(業務の範囲)		
第十二条 (略)		
2 (略)	(略)	(略)
6 機構は、次の方針による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。	6 機構は、次の方針による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。	6 機構は、次の方針による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。
一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得	一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得	一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
二・三 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
(区分経理)		
第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し		
第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し		

、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（削る）

二|五 （略）

（積立金の処分）

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。（削る）

、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（びにこれらに附帯する業務並

三|六 （略）

（積立金の処分）

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2| 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「第二号勘定」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3| 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人

評価委員会の意見を聽かなければならない。

3| 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条

第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げ  
る業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金  
の額に相当する金額から同項の規定による承認を受け  
た金額を控除してなお残余があるときは、その残余の  
額を国庫に納付しなければならない。

4| 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同

条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に  
規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定に  
よる承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、  
その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところ  
により算定した額を国庫に納付しなければならない。

5| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続そ

の他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める  
。

第二十三条 削除

4| 人評価委員会の意見を聽かなければならない。

4| 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二

号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第

二条第八項において「第五号勘定」という。）及び前

条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に  
規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二  
項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余  
があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければ  
ならない。

5| 機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定（附則

第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び  
前条第四号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八  
項において「第四号勘定」という。）において、第一  
項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規  
定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある  
ときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めると  
ころにより算定した額を国庫に納付しなければならな  
い。

6| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続そ  
の他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める  
。

(基金)  
第二十三条 機構は、第十二条第一項第七号及び第八号  
に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な經  
費の財源をその運用によつて得るために基金を設け、  
第五条第三項後段の規定により政府が示した金額をも  
つてこれに充てるものとする。

2| 機構は、次の方による場合を除くほか、基金を運  
用してはならない。

一	国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
二	銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
三	信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
四	財政融資資金への預託

(財務大臣との協議)

第二十六条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十二条第六項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第四項の厚生労働省令を定めようとするとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき。

一	国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
二	銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
三	信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
四	財政融資資金への預託

(財務大臣との協議)

第二十六条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十二条第六項第一号若しくは第二号又は第三条第二項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項又は第二項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第五項の厚生労働省令を定めようとするとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附 則

## (業務の特例)

## 第五条の二 (略)

11 2  
10 (略) 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行いう場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十六条第三項	同条第五号に掲げる業務に係る勘定	同条第五号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

13 12 (略)

第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行いう場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第百十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十

## (業務の特例)

## 第五条の二 (略)

11 2  
10 (略) 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行いう場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十六条第四項	前条第六号に掲げる業務に係る勘定	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

13 12 (略)

第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行いう場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第百十四条第九項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十

六条第三項」とする。

14  
15  
16

(略)

六条第四項」とする。

14  
15  
16

(略)

第十一條 削除

(基金の取崩し等)

第十一條 機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について第十二条第一項第七号に掲げる業務として特に必要な助成を行うとする場合であつて、第二十三条第一項の基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、同項の基金（障害者のスポーツの支援に係るものに限る。）の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を当該助成に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）（附則第二十四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこととなつたときは、この限りでない。</p>	<p>第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。</p>

○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（協議）</p> <p>第三十八条 國土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（國土交通大臣を除く。）に協議しなければならない。</p> <p>一 通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（協議）</p> <p>第三十八条 國土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（國土交通大臣を除く。）に協議しなければならない。</p> <p>一 通則法第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>二・三 （略）</p>

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>

○ 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは 第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条 の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、 出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すこ とができるない。</p> <p>2 (略)</p>

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（附則第二十八条関係）

(傍線部分は改正部分)

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項  
、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第  
十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十  
八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一  
項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から  
第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条  
及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大  
学法人等について準用する。この場合において、これ  
らの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」  
と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「  
評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とある  
のは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、  
次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ  
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

現 行

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項  
 、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第  
 十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十  
 八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一  
 項、第四十二条から第五十条まで、第五十二条、第五  
 十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条ま  
 での規定は、国立大学法人等について準用する。この  
 場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるの  
 は「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文  
 部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該  
 評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」  
 と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定  
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に  
 掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	（略）	読み替えられる る独立行政法 人通則法の規 定	読み替えられる 字句
主務省令（当該）	（略）		読み替える字句
文部科学省令	（略）		

(略)			第一項 第四十八条第二項	(略)	
(略)	第三十条第二項 第五号	不要財産以外の 重要な財産	(略)	(略)	
(略)	第三十一条第二項 第五号	国立大学法人法 第三十一条第二項 第五号	重要な財產	(略)	

(略)		第一項 第四十八条第二項	(略)		二項
(略)	第三十条第二項 第五号	(新設)	(略)	(略)	独立行政法人を 所管する内閣府 又は各省の内閣府 府令又は省令を いう。以下同じ
(略)	第三十一条第二項 第五号	国立大学法人法 第三十一条第二項 第五号	(新設)	(略)	

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（中期計画）

（中期計画）

**第四十一条** （略）  
中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

**第四十一条** （略）  
中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

**第六** 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には

**第六** 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

**第七** 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

**第七** 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

**第八** 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画

**第八** 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画

**第九** 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の

**第九** 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の

**第三十二条** （略）  
（利益及び損失の処理）

**第三十二条** （略）  
（利益及び損失の処理）

**第四十五条** （略）  
（略）

**第四十五条** （略）  
（利益及び損失の処理）

**第三十二条** 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剩余金の使途に充てることができ

**第三十二条** 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剩余金の使途に充てることができ

4 る。  
(略)

第五節 雜則		
(独立行政法人通則法の規定の準用)		
<p>第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項 及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条 、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三 十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条 、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第 五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並 びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援セ ンターについて準用する。この場合において、これら の規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「 主務省令」(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各 省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあり 、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評 価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるの は「日本司法支援センター評価委員会」と読み替える ほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。</p>		
第四十二条	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句
(略)	(略)	読み替える字句

第五節 雜則		
(独立行政法人通則法の規定の準用)		
<p>第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項 、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二 条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から 第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九 条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで 、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三 条から第六十六条までの規定は、支援センターについ て準用する。この場合において、これらの規定中「主 務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」と あるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及 び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援セン ター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に 掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする</p>		
第四十二条	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句
(略)	(略)	読み替える字句

第一項ただし書	第四十六条の二	中期計画	総合法律支援法	第四十五条第三項に規定する中	期計画（以下単に「中期計画」）	総合法律支援法	第四十五条第三項に規定する中	期計画（以下単に「中期計画」）	総合法律支援法
第四十八条第一項ただし書	第四十六条の二	第三十条第二項	同法第四十一条	第二項第六号	第三十条第二項	第四号の二	第四十六条の二	第一項	第四十六条の三
第五号	第三十条第二項	第三十条第二項	第四号の二	第四十二条	第三十条第二項	第四号の二	第四十六条の二	第一項	第四十六条の三
第四十一条第二項	総合法律支援法	総合法律支援法	総合法律支援法	総合法律支援法	総合法律支援法	第三十条第二項	第三十条第二項	第一項	第四十六条の三
第四十八条第一項	第四十六条の三	民間等出資に係る不要財産	民間等出資に係る不要財産	政府以外の者	政府以外の者	第三十条第二項	第三十条第二項	第一項	第四十六条の三
第四十六条の三	第四十六条の三	第四号の二	第四号の二	第四号の二	第四号の二	第三十条第二項	第三十条第二項	第一項	第四十六条の三
第三項及び第五項	第三項及び第五項	第三項第六号	第三項第六号	第三項第六号	第三項第六号	第三十条第二項	第三十条第二項	第一項	第四十六条の三
第四十八条第一項	第四十八条第一項	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第一項	第四十八条第一項	(新設)							
中期計画	中期計画	(新設)							
総合法律支援法	総合法律支援法	(新設)							

項第七号

第五十条	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(財務大臣との協議)

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二四 (略)

項に規定する中  
期計画(以下単  
に「中期計画」  
という。)

第五十条	(略)	(略)	第三十条第二項 第五号
	(略)	(略)	同法第四十一条 第二項第六号
	(略)	(略)	

(財務大臣との協議)

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二四 (略)

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 (略)

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 (略)

（主務大臣等）

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

（主務大臣等）

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三・四 (略)

2 (略)

3・四 (略)

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これら

の規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第

四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

2 二 (略) 規定

2 二 (略)

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これら

の規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第四項並

びに第四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

2 二 (略)

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

(附則第三十二條關係)

(傍線部分は改正部分)

規定による納付金

二 ト (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百四条 (略)

258 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

規定による納付金

二 ト (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百四条 (略)

258 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

○ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）（附則第三十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）</p> <p>第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。          （略）</p> <p>第六条の十を第六条の十一とし、第六条の六から第六条の九までを一条ずつ繰り下げ、第六条の五の次に次の二条を加える。</p> <p>（就業の促進）</p> <p>第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。          （削る）</p> <p>第二十六条第一項中「四年六月」を「五年」に改め同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一條第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、そ</p>	<p>（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）</p> <p>第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。          （略）</p> <p>第六条の十を第六条の十一とし、第六条の六から第六条の九までを一条ずつ繰り下げ、第六条の五の次に次の二条を加える。</p> <p>（就業の促進）</p> <p>第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。          第十六条（見出しを含む。）中「役員」を「理事長及び理事」に改める。</p> <p>第二十六条第一項中「四年六月」を「五年」に改め同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一條第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、そ</p>



の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日  
二及び三 削除

の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日  
二 第一条中奄美群島振興開発特別措置法第十六条(見出しを含む。)の改正規定及び同法附則第二項の改正規定(「及び第三十四条」を「、第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める部分に限る。)  
独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日  
三 第二条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日



独立行政法人通則法の一部を改正する法律案参考条文目次

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（附則第二十八条関係） · · · · ·  
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第二十九条関係） · · · · ·  
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第七十四号）（附則第三十一条関係） · · · · ·  
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第三十二条関係） · · · · ·  
○ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）（第三十三条関係） · · · · ·

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）（抄）

（財産的基礎）

- 第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。  
2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（業務方法書）

- 第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3・4 （略）

（中期目標）

- 第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2・3 （略）

（中期計画）

- 第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3～5 (略)

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）（抄）

(交付金)

第二十八条の八 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によつて得られた収益の一部を、交付金として交付することができる。

独立

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第十三条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第四十二条の十八 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第二十八号）（抄）

（交付金）

第十三条 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によって得られた収益の一部を交付金として交付することができる。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

（償還計画）

第三十八条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二五 （略）

○ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項、第七項及び第八項の規定により政府から出資があつたものとされた金額、改正法附則第三条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額及び改正法附則第三条第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

## 2.4 (略)

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

## 2 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十三条 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

## 2 (略)

### 附 則

(衛星放送受信対策基金)

第十四条 機構は、附則第九条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、改正法附則第三条第八項の規定により受信対策基金に政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十六条により読み替えられた第六条第三項の規定により受信対策基金に充てるべきものとして政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、受信対策基金の運用によつて生じた利益の一部を通則法第三十条第一項に規定する中期計画において定められた範囲内において第十四条第二項第五号に掲げる業務（障害者利用円滑化法第四条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができる。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、受信対策基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(業務の特例に係る資本金等の特例)

第十六条 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第六条第二項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは、「第十八条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）」と、同条第三項中「又は第十八条第一項に規定する信用基金」とあるのは、「第十八条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）」とあるのは、「含む。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十七条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは、「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは、「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第一項に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一項及び第二十五条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十二条第一項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資（受信対策基金に係る出資を除く。）及び受信対策基金に係る出資」と、第二十二条第一項第七号中「第十四条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」とする。

(過料)

第十七条 附則第十四条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）（抄）

（美術に関する作品の処分等の制限）

第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）（抄）

（有形文化財の処分等の制限）

第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第七条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

○ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十九号）（抄）

（償還計画）

第十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第六条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）（抄）

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 （略）

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）（抄）

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十九条 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 （略）

- 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

- 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第二百六十号）（抄）

(持分の払い戻し等の禁止)

第七条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 (略)

○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（抄）

(持分の払い戻し等の禁止)

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三・四 (略)

2～4 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十八条第二項（前条第一項第四号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第二条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 （略）

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

4 （略）

（業務の範囲）

第十二条 （略）

2～5 （略）

6 機構は、次の場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二・三 （略）

（区分経理）

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 四 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 五 第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務  
(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「第二号勘定」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （基金）

第二十三条 機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第五条第三項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方針による場合を除くほか、基金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

四 財政融資資金への預託  
(財務大臣との協議)

第二十六条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 第十二条第六項第一号若しくは第二号又は第二十三条第二項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。
- 三 第十六条第一項又は第二項の承認をしようとするとき。
- 四 第十六条第五項の厚生労働省令を定めようとするとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附 則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

29 10 (略)

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十六条第四項	前条第六号に掲げる業務に係る勘定	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定

(略)

(略)

(略)

12

(略)

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に

関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第一百四十四条第九項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第四項」とする。

14 16

(略)

(基金の取崩し等)

第十一條 機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について第十二条第一項第七号に掲げる業務として特に必要な助成を行おうとする場合であつて、第二十三条第一項の基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、同項の基金（障害者のスポーツの支援に係るものに限る。）の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を当該助成に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

附 則

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。

- 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）

（協議）

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（国土交通大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 通則法第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

- 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

- 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（抄）

（持分の払戻し等の禁止）

第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 （略）

- 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十五条第二項、第十六条及び第二十四条から第二十六条まで	法人の長	学長
第二十八条第二項	主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）	文部科学省令
第二十一条第一項	前条第一項	国立大学法人法第三十一条第一項
	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）
(略)	(略)	(略)

第四十五条第五項	個別法に別段の定めがある の規定による
第四十八条第一項	第三十条第二項第五号 国立大学法人法第三十一条第二項第五号
第五十条	この法律及びこれ 国立大学法人法並びにこれら
(略)	(略) (略)

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（中期計画）

第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一四 （略）

五 短期借入金の限度額

六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

三六 （略）

（利益及び損失の処理）

第四十五条 (略)

2 (略)

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剩余金の使途に充てることができる。

4 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十二条	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項
第四十八条第一項	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
第五十条	第三十条第二項第五号	同法第四十一条第二項第六号
この法律及びこれ		この法律及び総合法律支援法並びにこれら

(略)

(略)

(略)

(財務大臣との協議)

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二～四 (略)

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（抄）

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三・四 (略)

2～4 (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第二項及び第四十四条第四項並びに第四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 （略）

2 （略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（歳入及び歳出）

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 1 二 （略）

亦 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金  
ヘ （略）

二 （略）

2・3 （略）

（歳入及び歳出）

第一百十一条 （略）

2・6 （略）

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 1 二 （略）

ト （略）  
ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金

二 （略）

（他の勘定への繰入れ）

第一百四条 （略）

2～8 （略）

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

○ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）（抄）

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第六条の十を第六条の十一とし、第六条の六から第六条の九までを一条ずつ繰り下げ、第六条の五の次に次の二条を加える。

（就業の促進）

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十六条（見出しを含む。）中「役員」を「理事長及び理事」に改める。

第二十六条第一項中「四年六月」を「五年」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

附則第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成二十年度」を「平成二十五年度」に、「及び第三十四条」を「第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める。  
附則第三項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

第二条 奄美群島振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第二項中「業務の実績に関する評価並びに」及び「第三十二条及び」を削り、「第三十三条、第三十四条」を「第三十二条から第三十四条の二まで、第三十五条の二」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日

二 第一条中奄美群島振興開発特別措置法第十六条（見出しを含む。）の改正規定及び同法附則第二項の改正規定（「及び第三十四条」を「、第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める部分に限る。） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第二条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日